

平成25年12月19日

消 防 庁

違反対象物に係る公表制度（通知）

利用者自らが建物の防火安全に関する情報を確認し、その判断に活用できるよう、消防機関が立入検査の際に確認した重大な消防法令違反に係る情報を利用者等に公表する「違反対象物に係る公表制度」の実施に係る通知を发出了したので、お知らせします。

【違反対象物に係る公表制度の概要】

1. 実施機関

政令指定都市を中心とした消防機関。その他の消防機関については、政令指定都市の消防機関の状況を踏まえ、検討を行う。

2. 実施時期

速やかに条例等の改正を行った上で平成26年4月1日以降順次実施

3. 実施内容

消防機関において条例等の改正を行う際の参考となるよう、以下の内容を示し、実施の促進を図る。なお、各消防機関において地域実情を考慮し、公表対象や公表方法等を追加することもできるものとする。

（1）公表の対象となる防火対象物

百貨店、ホテル・旅館、病院・社会福祉施設、地下街等の不特定多数の者が出入りするもの（特定防火対象物）

（2）公表の対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置による設置義務違反

（3）公表の時期

（2）の内容を建物の関係者に通知してから一定期間経過後

（4）公表の方法

市町村又は消防本部のホームページへの掲載により公表

（5）公表する事項

①防火対象物の名称

